国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和８年１１月１７日
中 部 地 方 整 備 局

過失による粗雑工事に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名：①アルソシア建設　株式会社　　東京都中央区佃２－１－６
　　及び住所　②笹島建設　株式会社　　東京都港区南青山２－２２－３

２．指名停止措置期間：令和８年１１月１７日から令和８年１２月２８日まで（６週間）

３．指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

４．事　実　概　要：
　アルソシア建設（株）（施工当時：三井住友建設（株））及び笹島建設（株）が、中部地方整備局発注の「平成２８年度　三遠南信池島トンネル調査坑工事」で施工したインバート鋼製支保工において、令和８年６月１１日、トンネル最下端部の接合箇所においてボルト接合が行われていないことが判明した。

５．指名停止措置理由：
　上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第１第２号（過失による粗雑工事）に該当する。
　よって、本件の指名停止期間は、６週間とする。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第１＞

措　置　要　件	期　間
（過失による粗雑工事） 2　当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から １ヵ月以上６ヵ月以内

配 布 先　中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先　総務部　契約課長　宮本　貴史
　　課長補佐　渡久地　真紀子　　電話番号（０５２）９５３－８１３８